

議案第3号

平成22年度事業方針大綱（案）

土地家屋調査士制度が誕生して60年、また不動産表示登記制度が誕生して50年という節目の年に当たり、ここ数年来、我々土地家屋調査士をとりまく環境の激変並びに先の見えない経済状況下であり、今まで経験のないほど事務所経営が厳しい状況に追い込まれている現状にあります。

又、昨今の経済状況に比例するかのごとく会員数も減少し会務運営も厳しい状況が続き、あらためて財政面の健全化が必要であります。

制度が創設され60年になろうとしているのにいまだ理解されていない土地家屋調査士業務、事件数が激減しているここ数年、法に定められた『表示に関する登記』は土地家屋調査士が受託できるという環境整備の啓蒙活動を進めて行く必要があります。

我々土地家屋調査士もいま一度、業務についての法律関係専門職能者及び測量技術者として両面から自らの専門性を高める為、研鑽を積み専門性を高めて行かなければなりません。

事業執行に当たり、次の7項目を掲げ様々な環境及び状況に対し積極的に対応し執行部一丸となり会の為に、会員の為にを念頭に置き取り組みます。

- 1．自治能力の確立
- 2．財務の健全化と事務局体制の充実
- 3．制度の啓発と広報
- 4．研修（CPD）の充実
- 5．成果品と報酬に関する研究
- 6．筆界特定制度とADRセンター運営
- 7．登記所備付地図作成作業推進への協力